

地方競馬全国協会 会報

第 251 号 平成 16 年 3 月

目 次

<u>評議員会</u>	平成 15 年度第 2 回評議員会の開催
<u>競馬関係</u>	
<u>登録関係</u>	馬主及び馬の登録数調
その他	平成 15 年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰
<u>畜産振興関係</u>	畜産振興事業補助実施要綱の一部変更
<u>できごと</u>	平成 16 年 2 月

平成15年度第2回評議員会の開催

平成15年度第2回評議員会は、2月25日午前11時から世界貿易センタービル浜松町東京會館において、農林水産省生産局畜産部稲田競馬監督課長、総務省自治財政局地方債課河野理事官ほか関係係官の臨席を得て、評議員17名の出席のもと開催された。協会から諮問した平成16年度事業計画（案）及び同年度予算（案）並びに同年度畜産振興補助事業実施計画（案）の議題について審議され、出席評議員全員によって異議なく了承された。

なお、この事業計画（案）及び予算（案）は、平成16年3月9日付けで農林水産大臣の認可を得た。

評議員

氏名	職名
青池 勲	全国公営競馬馬主連合会会長
麻田 信二	北海道農政部長
阿部 作次	山形県馬主会会長
今原 照之	（社）日本軽種馬協会副会長
岩崎 充利	（財）食品産業センター理事長
大山 勝彦	全国公営競馬主催者協議会専務理事
大和田 弥彦	兵庫県競馬組合副管理者
河村 秀世	日本放送協会報道局スポ・ツ報道センター・ニュース番組部統括担当部長
葛和 義孝	埼玉県浦和競馬組合副管理者
佐々木 正勝	岩手県農林水産部長
新藤 秀逸	（社）岐阜県畜産協会会長
高橋 秀昌	胆振軽種馬農業協同組合代表理事組合長
堤 清行	佐賀県競馬組合副管理者
中瀬 信三	（社）中央畜産会副会長
仲田 和雄	特別区競馬組合副管理者
中谷 美津男	（社）兵庫県馬主協会会長
中西 吉明	石川県農林水産部長
橋本 俊一	栃木県農務部長
増田 俊二	東京新聞社友
三好 章	福山市長
安田 仁市	岐阜県地方競馬組合副管理者
矢作 和人	全国公営競馬調教師会連合会会長
米田 博正	全国山村振興連盟常務理事
米村 恵子	江戸川大学社会学部教授
和田 秀雄	熊本県農政部長

（平成16年2月25日現在 五十音順 任期 平成17年2月13日）

馬主および馬の登録数調べ

平成16年2月分
登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	0	6	6	13			
馬	339	316	0		229	4	9

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	190	0	190	0	190
3歳	67	2	69	0	69
4歳	48	0	48	0	48
5歳	14	0	14	0	14
6歳以上	18	0	18	0	18
計	337	2	339	0	339

ただし、登録事項の変更及び抹消については2月中に事務処理済みの件数である。

平成15年のきゅう舎関係者、競走馬等の年間表彰

平成15年の地方競馬で優秀な成績を収めた馬及び厩舎関係者を表彰するための「NARグランプリ2003」が、2月5日(木)東京・新橋の第一ホテル東京において、競馬関係者、報道関係者および招待ファン、約300人の出席のもと行なわれた。

最優秀調教師賞

都道府県	氏名
千葉県	川島 正行

最優秀騎手賞

都道府県	氏名
東京都	的場 文男

優秀新人騎手賞

都道府県	氏名
広島	池田 敏樹

優秀女性騎手賞

都道府県	氏名
愛知	宮下 瞳

都道府県	氏名
岩手	菅原 勲

特別賞

都道府県等	氏名
千葉県	石崎 隆之

優秀調教師賞・優秀騎手賞・優秀きゅう務員賞

都道府県等	優秀調教師	優秀騎手	優秀きゅう務員
ばんえい	久田 守	鈴木 勝堤	小原 秀雄
北海道	堂山 芳則	五十嵐 冬樹	鹿島 秀樹
岩手	村上 実	菅原 勲	川嶋 学
山形	松浦 正春	前野 幸一	嶋倉 洋一
栃木	中村 憲和	鈴木 正	人見 信二
群馬	川嶋 弘吉	水野 貴史	成澤 光
埼玉	野口 孝	見澤 譲治	久保 光雄
千葉	(最優秀調教師賞)	石崎 隆之	川勝 三郎
東京	高橋 三郎	(最優秀騎手賞)	堤 貴世麿
神奈川	武井 栄一	今野 忠成	堤 正克
石川	宗綱 泰彦	蔵重 浩一郎	岡 時夫
岐阜	伊藤 強一	川原 正一	中村 弘
愛知	角田 輝也	吉田 稔	池田 平一郎
兵庫	曾和 直榮	小牧 太	米原 寿彦
広島	田代 専二	岡田 祥嗣	藤井 正登
高知	松木 啓助	中越 豊光	該当者なし
佐賀	山田 勇	鮫島 克也	森田 憲輔
熊本	佐伯 茂樹	吉留 孝司	牧之瀬 大助

表彰名		所属	馬名
年度代表馬		船橋	ネームヴァリユー
サラブレッド系	サラブレッド系 4歳以上最優秀馬		牝 5
	サラブレッド系 2歳最優秀馬	北海道	コスモバルク
	サラブレッド系 3歳最優秀馬	船橋	牡 2
アラブ系	アラブ系最優秀馬	名古屋	ナイキアディライト
			牡 3
ばんえい	ばんえい最優秀馬	ばんえい	マリソレオ
			牡 7
ばんえい	ばんえい最優秀馬	ばんえい	スーパーペガサス
			牡 7
最優秀牝馬		船橋	ネームヴァリユー
最優秀短距離馬		大井	牝 5
特別表彰馬			ハタノアドニス
			牡 7
		JRA	ロジータ
			牝 17
		JRA	ゴールドアリュール
			牡 3

畜産振興事業補助実施要綱の一部変更

畜産振興事業補助実施要綱（昭和 53 年 11 月 14 日設定）の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

1. この要綱の一部変更は、平成 16 年 2 月 26 日から実施する。
2. この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 16 年度以降の補助事業から適用し、平成 15 年度以前に選定した補助事業については、なお従前の例による。

(別紙) 畜産振興事業補助実施要綱(本文)の新旧対照表

新	旧
<p>第 2 補助事業の選定の基準</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 補助事業を行う事業主体は次のとおりとし、各事業別の事業主体となり得る団体は別表に掲げるものとする。</p> <p>(1) 中央畜産会又は都道府県畜産協会（畜産会及び合併等により畜産会の事業を承継する団体を含む。以下「都道府県畜産協会等」という。）</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産業振興機構が主たる出資者又は構成員となっている法人（以下「公社等」という。）</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第 7 補助金の交付の条件</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) 補助事業者が協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って、補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）を実施する場合に、協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p><u>(8) その他協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p>第 15 補助金の交付の決定の取消し</p> <p>1. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>協会は、間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）が、間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助事業者に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</u></p> <p>3. <u>1 及び 2 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>第 19 報告の徴収</p>	<p>第 2 補助事業の選定の基準</p> <p>1. ~ 2. (略)</p> <p>3. 補助事業を行う事業主体は次のとおりとし、各事業別の事業主体となり得る団体は別表に掲げるものとする。</p> <p>(1) 中央畜産会又は都道府県畜産会（合併等により畜産会の事業を承継する団体を含む。以下「都道府県畜産会等」という。）</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産業振興事業団が主たる出資者又は構成員となっている法人（以下「公社等」という。）</p> <p>(7) ~ (8) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>第 7 補助金の交付の条件</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p><u>(7) その他協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p>第 15 補助金の交付の決定の取消し</p> <p>1. (略)</p> <p><u>2. 1 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</u></p> <p>3. (略)</p>

新	旧
<p>1. 協会は、補助事業者又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p>2. ~ 3. (略)</p> <p>第20 補助事業及び間接補助事業の監査 協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、補助事業者及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。</p> <p>第22 帳簿等の保管 補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第13の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第18の1のただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。</p>	<p>第19 報告の徴収 1. 協会は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況、補助事業者の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p>2. ~ 3. (略)</p> <p>第20 補助事業の監査 協会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、補助事業者はこれを拒んではならない。</p> <p>第22 帳簿等の保管 補助事業者は、補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第13の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して5年間(第18の1のただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が5年を下回るときは5年間))整理保管しなければならない。</p>

(別紙)

畜産振興事業補助実施要綱(別表)の新旧対照表

新						旧					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
馬の改良増殖推進事業	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ア.~イ. (略) ウ. 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。 (ア) (略) (イ) 同規程に基づく繁殖登録について、導入にあっては既に登録を受けたもの又は将来受けるもの、自家保留にあっては当該年度に登録を受けたものであること。 (ウ) (略) (エ) <u>当該年から起算して3か年間、繁殖に供されること。</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	馬の改良増殖推進事業	(3) 農用種雌馬の改良増殖推進 ア.~イ. (略) ウ. 奨励金の対象となる農用種雌馬は、次の要件を満たすものであること。 (ア) (略) (イ) 同規程に基づく繁殖登録について、導入にあっては将来受けるもの、自家保留にあっては既に受けたものであること。 (ウ) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新						旧					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
畜産経営技術指導事業	<p>(2)畜産技術等の普及奨励</p> <p>ア.一般消費者に対し畜産に関する知識の啓発に資するため家畜とのふれあい等を目的とする農業まつり等(以下「畜産技術等普及推進」という。)の円滑な実施を推進するものであること。</p> <p>また、畜産技術の向上を図るための畜産共進会は、畜産技術等普及推進と一体として行われるものであること。</p> <p>イ.畜産技術等普及推進にあつては、都道府県の範囲内で広域的かつ合理的に行われるものであること。</p> <p>ウ.畜産共進会にあつては、牛、馬、豚、めん羊、山羊の種畜が出品され、出品点数がおおむね延べ100点以上であり、表彰される家畜は国の定めた「家畜改良増殖目標」に示す基本的方向に即するものであること。</p>	都道府県畜産協会等	(略)	(略)	(略)	畜産経営技術指導事業	<p>(2)畜産技術等の普及奨励</p> <p>ア.畜産技術の向上と家畜等を通じ畜産知識の普及を図るため、農林水産省及び財団法人日本農林漁業振興会の共催に係る農林水産祭の参加行事の畜産共進会及び一般消費者に対し畜産に関する知識の啓発に資するため家畜とのふれあい等を目的とする農業まつり等(以下「畜産技術等普及推進」という。)を実施するものであること。</p> <p>イ.畜産技術等普及推進にあつては、都道府県の範囲内で広域的かつ合理的に実施するものであること。</p> <p>ウ.畜産共進会の開催にあつては、牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏若しくはその枝肉を出品する場合は、出品点数がおおむね延べ100点以上、畜産の経営若しくは技術を出品する場合、出品点数がおおむね50点以上出品されているものであつて、表彰される家畜(鶏及び枝肉を含む。)は国の定めた「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」に示す基本的方向に即するものであること。</p>	都道府県畜産協会等農業協同組合連合会 公社等特認団体	(略)	(略)	(略)

新						旧						
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	
畜産経営合理化事業 2.肉用牛生産対策	(1)公共牧場活性化対策 1.都道府県、都道府県畜産協会等及び公共牧場関係団体が一体となって、公共牧場の活性化を図るものであること。 2.次の要件を内容とする助成実施要領を定めて、公共牧場活性化対策助成金を交付していること。 連携強化型 ア.略 イ.略 単独強化型 ア.略 イ.略	都道府県畜産協会等	連携強化型公共牧場再編整備費	当該間接補助事業に要する経費の1/2以内	(略)	畜産経営合理化事業 2.肉用牛生産対策	(1)公共牧場活性化対策	農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人等 3人以上の肉用牛等を飼養する農業者を構成とする営農集団公社等特認団体	連携強化型公共牧場再編整備費	公共牧場管理技術向上対策費	1/2 以内	(略)
			公共牧場管理技術向上対策費	当該間接補助事業に要する経費の1/3以内					1/3 以内			
			推進事務費	定額					1/3 以内			
			単独強化型公共牧場再編整備費	当該間接補助事業に要する経費の1/3以内					1/3 以内			
			公共牧場管理技術向上対策費	当該間接補助事業に要する経費の1/3以内								
			推進事務費	定額								

新						旧					
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間	助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業の実施期間
その他畜産振興事業	<p>(1)みつ源増殖</p> <p>ア.都道府県、都道府県畜産協会等及び養蜂関係団体が一体となって、地域のみつ源の増殖を図り安定的な採みつを推進すること。</p> <p>イ.みつ源となる作物の播種又は植栽は都道府県二円を事業の区域とする養蜂関係団体が実施すること。</p> <p>ウ.みつ源となる作物の播種又は植栽にあたっての標準播種量及び植栽本数等については別に定める。</p>	都道府県畜産協会等	農業協同組合、農業協同組合連合会、特認団体が当補助実施要綱に基づいて行う間接補助事業に要する経費(播種の場合は種子購入費、土壤改良資材費、植栽の場合は苗木購入費、土壤改良資材費、人夫賃)に対して、都道府県畜産協会等が補助に要する経費	当該間接補助事業に要する経費の1/4以内	(略)	その他畜産振興事業	<p>(1)みつ源増殖</p> <p>ア.みつ源の増殖を図り安定的な採みつを推進するため、計画的にみつ源となる作物の播種又は植栽を行うものであること。</p> <p>イ.補助事業者は、都道府県一円を事業の区域とする団体であること。</p> <p>ウ.事業実施に係る要件は別に定める。</p>	農業協同組合、農業協同組合連合会、3人以上のみつばちを飼養する農業者を構成する営農集団特認団体	(播種の場合)種子購入費、土壤改良資材費(植栽の場合)苗木購入費、土壤改良資材費、人夫賃(略)	1/3以内(補助事業に要する経費に81/100を乗じた額(小数点以下切り捨て)に、上記補助率を乗じた額を補助金とする。)	(略)
			推進事務費	定額							

できごと

平成16年2月

2月 5日	NARグランプリ2003表彰式（第一ホテル東京）
2月25日	平成15年度第2回評議員会（貿易センタービル）